

◎新潟県訓令第16号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第5条第1項の規定による物品の分類基準を定める訓令（平成4年3月新潟県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

平成25年10月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前																																
<p>新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第5条第1項の規定による物品の分類基準を次のように定め、平成4年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第5条第1項の規定による物品の分類基準（昭和39年3月新潟県訓令第7号）は、平成4年3月31日限り廃止する。</p> <p>物品分類基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>説明及び例示品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品類</td> <td></td> <td>物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、公印類、E T Cカード、<u>コーポーレートカード及びりゅーと乗車券</u>以外の物品で、その取得単価（取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価）が5万円未満のものを除く。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>雑品</td> <td>他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、コーポーレートカード、<u>りゅーと乗車券</u>等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			大分類	中分類	説明及び例示品目	備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、公印類、E T Cカード、 <u>コーポーレートカード及びりゅーと乗車券</u> 以外の物品で、その取得単価（取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価）が5万円未満のものを除く。	(略)	(略)	(略)	(略)	雑品	他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、コーポーレートカード、 <u>りゅーと乗車券</u> 等	(略)	(略)	(略)	<p>新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第5条第1項の規定による物品の分類基準を次のように定め、平成4年4月1日から実施し、新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第5条第1項の規定による物品の分類基準（昭和39年3月新潟県訓令第7号）は、平成4年3月31日限り廃止する。</p> <p>物品分類基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>説明及び例示品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品類</td> <td></td> <td>物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、公印類、E T Cカード及び<u>コーポーレートカード</u>以外の物品で、その取得単価（取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価）が5万円未満のものを除く。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>雑品</td> <td>他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、コーポーレートカード等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			大分類	中分類	説明及び例示品目	備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、公印類、E T Cカード及び <u>コーポーレートカード</u> 以外の物品で、その取得単価（取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価）が5万円未満のものを除く。	(略)	(略)	(略)	(略)	雑品	他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、コーポーレートカード等	(略)	(略)	(略)
大分類	中分類	説明及び例示品目																																	
備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、公印類、E T Cカード、 <u>コーポーレートカード及びりゅーと乗車券</u> 以外の物品で、その取得単価（取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価）が5万円未満のものを除く。																																	
(略)	(略)	(略)																																	
(略)	雑品	他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、コーポーレートカード、 <u>りゅーと乗車券</u> 等																																	
(略)	(略)	(略)																																	
大分類	中分類	説明及び例示品目																																	
備品類		物品のうち、その性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるもの。ただし、公印類、E T Cカード及び <u>コーポーレートカード</u> 以外の物品で、その取得単価（取得単価がない場合又は取得単価が不明の場合は、見積単価）が5万円未満のものを除く。																																	
(略)	(略)	(略)																																	
(略)	雑品	他の分類に属さない物品 暗幕、額縁、網類、水槽、ロープ類、移動組立式小屋、E T Cカード、コーポーレートカード等																																	
(略)	(略)	(略)																																	